

臨床倫理に関する方針

本別町国民健康保険病院

平成20年9月24日

臨床の上で治療を受けるのは患者さまであり、患者さまの権利を最優先させなければなりません。本別町国民健康保険病院は、「患者さまの権利章典」を院内に掲示し、患者さまの権利を守ることを入院案内にも記載しており、患者さまにとって最も望ましい医療を行います。

【I】 臨床倫理の原則

1 個人の尊重

検査・治療方法等の同意や選択に当たっては、患者さまの自己決定権を尊重します。

2 正確な情報提供

医師は、診断や治療内容、予後の見通しなど必要な事項について、患者さまに正確で十分な説明を行ったうえで、治療法などを選択していただくこととします。

3 守秘義務

患者さまの個人情報などプライバシーを保護し、職務上の守秘義務を遵守します。

4 信頼関係

患者さまの立場に立った対応に心がけ、良好な信頼関係を築くよう努めます。

【II】 臨床倫理問題への対応

実際の、倫理的または法律的な困難の可能性を認識したうえで、職員は常に自己の良心にしたがい、また、患者さまの最善の利益を追求する医療を実践します。

しかし、その判断が医師のみに委ねられた場合、独断的になる可能性もあり、また、医師が決定できない可能性も考慮し、特に下記のような事項について、患者・家族はもとより、医師・看護師・薬剤師・技師その他によるカンファレンスなどで検討した上でも結論が得られない場合、倫理委員会で検討するものとします。

- 1 終末期医療について 例：終末期患者における治療
- 2 宗教に関する問題 例：輸血療法を拒否する患者への対応
- 3 医療行為の妥当性の問題 例：有益な治療を拒否する患者への対応
- 4 その他、倫理的に検討すべき問題 例：臓器提供、治験や医学的臨床研究